

契 約 書

(福祉用具貸与)

利用者：様

事業者：アイカワ福祉用具事業所

様 (以下、「利用者」といいます) と、【株式会社アイカワ】の営む【アイカワ福祉用具事業所】(以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う福祉用具(以下、「本件用具」といいます) 貸与(レンタル) について、つぎのとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険令の趣旨にしたがって、本件用具を貸与し、利用者は事業者に対し、その本件用具貸与に対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. 本件用具貸与契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 本件用具貸与契約期間は、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、原則的に一ヶ月ごとに自動更新されるものとします。

第3条 (引渡し)

1. 本件用具の引渡しは、令和 年 月 日 利用者立会いのもとに、事業者に於いて行うものとします。
2. 本件用具の引渡し後、利用者は本件用具の取り扱いの説明を受け、引渡し確認書に捺印するものとします。

第4条 (保証)

事業者は、利用者に対し、本件用具について、万一、第三者からの引渡しの要求、その他権利の申し立てがあるときは、事業者において一切引き受け解決し、利用者には迷惑を及ぼさないこととします。

第5条 (サービス提供記録)

1. 事業者は、サービス内容等をサービス記録簿に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。
2. 事業者は、サービス記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、希望があればいつでも当該利用者に関するサービス記録簿の複写物の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

本件用具貸与料金は本件用具一式に付き、利用者の自己負担分一ヶ月 金 円也とし、利用者は事業者对本件用具貸与の対価として月毎支払います。(明細は別紙本件用具貸与一覧表参照) 16日を期限とした端数換算は2週間毎を単位として計算します。本件用具貸与の開始月内に貸与終了となる場合は、端数換算を行わず、1ヵ月分の料金が発生するものといたします。尚、本件福祉用具貸与料金の支払いは、銀行口座自動引き落としにて支払いをするものとします。(その他の振込みや支払い方法については別途相談とします)

第7条 (福祉用具貸与の中止)

1. 利用者は、事業者に対して、本件用具貸与の中止日を通知することにより、本件用具貸与を中止することができます。
2. 事業者は利用者より通知いただいた中止日、もしくはその他、事業者と利用者の双方にて決定した日に本件用具を引き取りに行くこととします。

第8条 (保険)

本件用具は、生産物賠償責任保険（PL法）の対象物となります。

第9条 (機器運転)

1. 本件用具は一式に付いて、事業者は取り付け、組み立て時に、その使用方法を説明し指導するものとする。
2. 事業者は、利用者に対して本件用具に付いて、各種取り扱い説明書を交付するものとする。

第10条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が守秘義務に反した場合
 - ② 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ③ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第11条 (秘密保持)

1. 事業者、および事業者の使用する者は、本件用具貸与を行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第12条 (連携)

1. 事業者は、福祉用具貸与を行うにあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第13条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、福祉用具貸与に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

第16条（事故発生時の対応） 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に は速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための 対策を講じます。 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用 者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償し ます。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではあ りません。

第17条（緊急時の対応） 事業者は、福祉用具を利用中に利用者の病 状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または関係機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第18条（身分証携行義務） サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、および利用者 または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示 します。

契約締結日

令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所 いわき市

氏 名

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係

＊ 注意：原則として扶養者とします。

署名代行
事 由

住 所

氏 名

【事 業 者】〒979-0202

福島県いわき市四倉町上仁井田字東山20

株式会社アイカワ
代表取締役 会川 文雄

【事 業 所】〒979-0202

福島県いわき市四倉町上仁井田字東山20

アイカワ福祉用具事業所 （指定番号 第0770401172号 福島県）